

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 吉 澤 隆

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 朝霞蕨線
- 三 道路の区域

旧 A	新 B	旧 B	旧 新 別
戸田市美女木東一丁目六番三 地 先から同市美女木東一丁目六 番 二地先まで	戸田市美女木北二丁目八番二 地 先から同市美女木東一丁目七 番 三四地先まで		区 間
一一・四四〇三三・〇八	八・七二〇六七・五八		敷地の幅員 (メートル)
二二二・二五	五七五・六九		延 長 (メートル)
旧Aは国道二九八号及び戸田市道に引 き継ぐ。			備 考